

第十三回国会
衆議院

文部委員会・地方行政委員会連合審査会議録第一号

(九〇九)

昭和二十七年五月二十四日(土曜日)

午前十一時十一分開議

出席委員

文部委員長 竹尾 式君

文部委員 井出 太一郎君

文部委員 水谷 昇君

文部委員 坂田 道太郎君

文部委員 井出 太一郎君

文部委員 渡部 義通君

文部委員 浦口 鉄男君

文部委員 地方行政委員長 金光 義邦君

文部委員 理事河原伊三郎君

文部委員 理事門司 亮君

文部委員 池見 茂隆君

文部委員 前尾繁三郎君

文部委員 鈴木 義男君

文部委員 八百板 正君

出席政府委員

文部事務官(初等中等教育局長) 田中 義男君

文部事務官(地方財政委員会事務局長) 奥野 誠亮君

文部事務官(文部事務官) 内藤三郎君

文部事務官(初等中等教育局長) 石井 昂君

文部事務官(文部事務官) 横田重左衛門君

文部事務官(文部事務官) 有松 昇君

文部事務官(文部事務官) 長橋 茂男君

文部事務官(文部事務官) 長橋 茂男君

文部事務官(文部事務官) 長橋 茂男君

文部事務官(文部事務官) 長橋 茂男君

文部事務官(文部事務官) 長橋 茂男君

文部事務官(文部事務官) 長橋 茂男君

文部事務官(文部事務官) 長橋 茂男君

文部事務官(文部事務官) 長橋 茂男君

文部事務官(文部事務官) 長橋 茂男君

文部事務官(文部事務官) 長橋 茂男君

文部事務官(文部事務官) 長橋 茂男君

文部事務官(文部事務官) 長橋 茂男君

文部事務官(文部事務官) 長橋 茂男君

文部事務官(文部事務官) 長橋 茂男君

文部事務官(文部事務官) 長橋 茂男君

文部事務官(文部事務官) 長橋 茂男君

文部事務官(文部事務官) 長橋 茂男君

外十四名提出、衆法第四〇号

○竹尾委員長 これより文部、地方行政委員会連合審査会を開会いたします。

審査会の議事運営の都合上、義務教育費国庫負担法案に対する質疑は、あらかじめ委員長まで御通告を願ひ、通告順に質疑をお許しいたします。なお本日は午後一時ごろまで開会し、質疑の残りは、二十六日に開会予定の連合審査会でお許しいたします。

それでは義務教育費国庫負担法案を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。若林義孝委員。

義務教育費国庫負担法案

(この法律の目的)

第一條 この法律は、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに對しその必要な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担すること等により、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とする。

(国の負担)

第二條 国は、毎年度、公立の小学校、中学校並びに盲学校及びろう学校の小学校部及び中学校部(以下「義務教育諸学校」という。)の義務教育に要する経費のうち、教職員給与及び教材費について、それぞれ、その総額の二分の一を下らない額を負担する。

2 前項の教職員給与費の総額は、

第三條の規定により算出された教職員給与費の平均単価に、それぞれ、左の各号に定めるところにより算出された小学校の教員の数、中学校の教員の数、盲学校及びろう学校の教員及び寮母の数並びに事務職員の数を乗じた額の合算額とする。

一 小学校の教員(校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ。)の数は、全国の公立の小学校の児童数に五十分の一・五を乗じた員数とし、一人未満の端数は、一人に切り上げるものとする。

二 中学校の教員の数は、全国の公立の中学校の生徒数に五十分の一・八を乗じた員数とし、一人未満の端数は、一人に切り上げるものとする。

三 盲学校及びろう学校については、教員の数は、全国の公立の盲学校及びろう学校の小学校部の児童数に十分の一・五を乗じた員数と全国の公立の盲学校及びろう学校の中学校部の生徒数に十分の一・八を乗じた員数との合計数とし、寮母の数は、全国の公立の盲学校の寄宿舎に寄宿する小学校部の児童及び中学校部の生徒の数の五分の一を乗じた員数と全国の公立のろう学校の寄宿舎に寄宿する小学校部の児童及び中学校部の生徒の数の八分の一を乗じた員数との合計数とし、それ

れぞれ、一人未満の端数は、一人に切り上げるものとする。

四 義務教育諸学校の結核性疾患により休職中の教員の数及び寮母の数は、前各号の規定により算出された教員の数及び寮母の数の二・四に、それぞれ、百分の二・四四六を乗じた員数とし、それぞれ、一人未満の端数は、一人に切り上げるものとする。

五 義務教育諸学校の事務職員の数は、第一号から第三号までの規定により算出された教員の数に、それぞれ、三十分の一を乗じた員数とし、それぞれ、一人未満の端数は、一人に切り上げるものとする。

3 第一項の教材費の総額は、前項の規定により算出された教職員給与費の総額に百分の十を乗じた額とする。

4 第一項の規定による国の負担金の各地方公共団体に対する配分基準その他その配分に関し必要な事項は、法律で定める。

(教職員給与費の平均単価)

第三條 教職員給与費の平均単価は、毎年度、全国の義務教育諸学校の教員、寮母及び事務職員(以下「教職員」という。)について、国立学校のこれに相当する教職員の例に準じて算出した給料、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、日直及び宿直に関する手当、年末手当、寒冷地手当、石炭手当、

退職手当、退職年金、退職一時金死亡一時金、旅費及び公務災害補償並びに都道府県の負担に係る恩給負担金及び共済組合負担金のそれぞれを合算した額とする。

2 前項の教職員給与費の平均単価は、小学校の教員、中学校の教員、盲学校及びろう学校の教員(寮母を含む。)並びに事務職員ごとに算出するものとする。

(義務教育諸学校の校舎の建設に係る地方債に関する特例)

第四條 義務教育諸学校の校舎(盲学校及びろう学校にあつては、寄宿舎を含む。以下同じ。)の建設事業費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五條の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができ

る。

2 前項の地方債の総額は、毎年度、左の各号に定めるところにより算出された義務教育諸学校の校舎の総坪数の五十分の一に相当する坪数の校舎の建設事業費に相当する額とする。

一 小学校の校舎については、一・一坪に全国の公立の小学校の児童数を乗じた坪数とし、一人未満の端数は、一人に切り上げるものとする。

二 中学校の校舎については、一・四六坪に全国の公立の中学校の生徒数を乗じた坪数とし、一人

未満の端数は、一人に切り上げるものとする。

一 小学校の校舎については、一・一坪に全国の公立の小学校の児童数を乗じた坪数とし、一人未満の端数は、一人に切り上げるものとする。

二 中学校の校舎については、一・四六坪に全国の公立の中学校の生徒数を乗じた坪数とし、一人

未満の端数は、一人に切り上げるものとする。

一 小学校の校舎については、一・一坪に全国の公立の小学校の児童数を乗じた坪数とし、一人未満の端数は、一人に切り上げるものとする。

二 中学校の校舎については、一・四六坪に全国の公立の中学校の生徒数を乗じた坪数とし、一人

未滿の端数は、一坪に切り上げるものとする。

三 盲学校及びろう学校の校舎については、八・一八坪に全国の公立の盲学校及びろう学校の小

学部及び中学部の児童及び生徒の数の合計数を乗じた坪数とし、一坪未滿の端数は、一坪に切り上げるものとする。

三 第一項の地方債をもつて建設事業費の財源とする義務教育諸学校の校舎の建設に關し、その事業計画の基準その他必要な事項は、法律で定める。

(戦災復旧費及び災害復旧費の国の負担割合)

第五條 国は、地方公共団体に對し、その設置する義務教育諸学校の戦災復旧及び災害復旧に要する経費について、それぞれ、その二分の一を負担する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。但し、第二條から第五條まで及び附則第八項から附則第十項までの規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 昭和二十七年限り、地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百十一号)の規定にかかわらず、各都道府県の負担に係る小学校費及び中学校費並びに盲学校及びろう学校の小学校の教職員に係る教育費に關する基準財政需要額(以下「基準財政需要額」という。)の算定については、附則第三項から附則第七項までに定めるところによる。

3 各都道府県の基準財政需要額は、小学校にあつては十二万二千二十八円、中学校にあつては十三万五千二百五十二円、盲学校及びろう学校にあつては十三万二千八百四十円、勤務地手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、石炭手当等を考慮して政令で定める地域別の補正係数を乗じた額に、政令で定める教職員一人当りの日直及び宿直に關する手当、年末手当、退職手当、死亡一時金及び公務災害補償の額並びに旅費の單価六千円を加算してそれぞれの学校ごとに教職員一人当りの給與單価を算出し、その給與單価に、附則第四項の規定により算出された当該都道府県の区域内にあるそれぞれの公立の小学校、中学校、盲学校及びろう学校の理論教職員数を乗じた額の合算額とする。但し、一銭未滿の端数は、一銭に切り上げるものとする。

4 理論教職員数は、それぞれの学校ごとに、左の各号に定めるところにより算出された員数の合計数とする。

一 校長の数は、小学校にあつては理論学級数六以上の学校について一人、中学校にあつては理論学級数三以上の学校について一人、盲学校及びろう学校にあつてはそれぞれ一人とする。

二 教諭、助教諭又は講師の数は、理論学級数一について一人とする。

三 養護教諭又は養護助教諭の数は、小学校及び中学校にあつてはそれぞれ児童又は生徒の数に

千分の一を乗じた員数とし、盲学校及びろう学校にあつてはそれぞれ一人とする。

四 寮母の数は、盲学校にあつては寄宿舎に寄宿する児童の数の五分の一を乗じた員数とし、ろう学校にあつては寄宿舎に寄宿する児童の数の八分の一を乗じた員数とする。

五 結核性疾患により休職中の教員及び寮母の数は、前各号の規定により算出された教員及び寮母の数の(以下「基準教員数」という。)に百分の二・四四六を乗じた員数とする。

六 産前産後の休暇中の教員及び寮母の数は、基準教員数に百分の〇・八八八を乗じた員数とする。

七 病氣、事故、研修等の事由により勤務しない教員及び寮母の数は、基準教員数に百分の五を乗じた員数とする。

別表第一 小学校の部(その一)

児童数	理論学級数	児童数	理論学級数
1—25	1	1,147—1,190	26
26—50	2	1,191—1,240	27
51—80	3	1,241—1,290	28
81—120	4	1,291—1,340	29
121—160	5	1,341—1,390	30
161—200	6	1,391—1,440	31
201—245	7	1,441—1,490	32
246—290	8	1,491—1,540	33
291—340	9	1,541—1,590	34
341—390	10	1,591—1,640	35
391—440	11	1,641—1,690	36
441—490	12	1,691—1,740	37
491—540	13	1,741—1,790	38
541—590	14	1,791—1,840	39
591—640	15	1,841—1,890	40
641—690	16	1,891—1,940	41
691—740	17	1,941—1,990	42
741—790	18	1,991—2,040	43
791—840	19	2,041—2,090	44
841—890	20	2,091—2,140	45
891—940	21	2,141—2,190	46
941—990	22	2,191—2,240	47
991—1,040	23	2,241—2,290	48
1,041—1,090	24	2,291—2,340	49
1,091—1,140	25	2,341—2,390	50

乗じた員数とする。

八 事務職員の数は、小学校にあつては理論学級数十二以上の学校について一人、中学校にあつては理論学級数六以上の学校について一人、盲学校及びろう学校にあつてはそれぞれ二人とする。

9 第四條第一項及び第二項の規定は、地方財政法第三十三條第一号の規定の適用を妨げないものとする。

10 地方財政法の一部を次のように改正する。

第五條第一項第五号中「学校」の下に「義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第 号)第二條第一項に規定する義務教育諸学校を除く。」を加える。

第十條中第一号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、同條に第一号として次の一号を加える。

一 義務教育に従事する職員及び義務教育の教材に要する経費

昭和三十年限りまでは、第二條第二項第三号及び第四條第二項第三

別表第一 小学校の部 (その二)

児童数	理論級数	児童数	理論級数
2,391—2,440	51	3,641—3,690	76
2,441—2,490	52	3,691—3,740	77
2,491—2,540	53	3,741—3,790	78
2,541—2,590	54	3,791—3,840	79
2,591—2,640	55	3,841—3,890	80
2,641—2,690	56	3,891—3,940	81
2,691—2,740	57	3,941—3,990	82
2,741—2,790	58	3,991—4,040	83
2,791—2,840	59	4,041—4,090	84
2,841—2,890	60	4,091—4,140	85
2,891—2,940	61	4,141—4,190	86
2,941—2,990	62	4,191—4,240	87
2,991—3,040	63	4,241—4,290	88
3,041—3,090	64	4,291—4,340	89
3,091—3,140	65	4,341—4,390	90
3,141—3,190	66	4,391—4,440	91
3,191—3,240	67	4,441—4,490	92
3,241—3,290	68	4,491—4,540	93
3,291—3,340	69	4,541—4,590	94
3,341—3,390	70	4,591—4,640	95
3,391—3,440	71	4,641—4,690	96
3,441—3,490	72	4,691—4,740	97
3,491—3,540	73	4,741—4,790	98
3,541—3,590	74	4,791—4,840	99
3,591—3,640	75	4,841—4,890	100

別表第二 中学校の部

生徒数	理論級数	生徒数	理論級数	生徒数	理論級数
1—25	1	701—735	21	1,401—1,435	41
26—60	2	736—770	22	1,436—1,470	42
61—90	3	771—805	23	1,471—1,505	43
91—120	4	806—840	24	1,506—1,540	44
121—150	5	841—875	25	1,541—1,575	45
151—180	6	876—910	26	1,576—1,610	46
181—210	7	911—945	27	1,611—1,645	47
211—240	8	946—980	28	1,646—1,680	48
241—270	9	981—1,015	29	1,681—1,715	49
271—300	10	1,016—1,050	30	1,716—1,750	50
301—385	11	1,051—1,085	31	1,751—1,785	51
386—420	12	1,086—1,120	32	1,786—1,820	52
421—455	13	1,121—1,155	33	1,821—1,855	53
456—490	14	1,156—1,190	34	1,856—1,890	54
491—525	15	1,191—1,225	35	1,891—1,925	55
526—560	16	1,226—1,260	36	1,926—1,960	56
561—595	17	1,261—1,295	37	1,961—1,995	57
596—630	18	1,296—1,330	38	1,996—2,030	58
631—665	19	1,331—1,365	39	2,031—2,065	59
666—700	20	1,366—1,400	40	2,066—2,100	60

別表第三 盲学校及びろう学校の部

児童数	理論級数	児童数	理論級数	児童数	理論級数
1—8	1	161—168	21	321—328	41
9—16	2	169—176	22	329—336	42
17—24	3	177—184	23	337—344	43
25—32	4	185—192	24	345—352	44
33—40	5	193—200	25	353—360	45
41—48	6	201—208	26	361—368	46
49—56	7	209—216	27	369—376	47
57—64	8	217—224	28	377—384	48
65—72	9	225—232	29	385—392	49
73—80	10	233—240	30	393—400	50
81—88	11	241—248	31	401—408	51
89—96	12	249—256	32	409—416	52
97—104	13	257—264	33	417—424	53
105—112	14	265—272	34	425—432	54
113—120	15	273—280	35	433—440	55
121—128	16	281—288	36	441—448	56
129—136	17	289—296	37	449—456	57
137—144	18	297—304	38	457—464	58
145—152	19	305—312	39	465—472	59
153—160	20	313—320	40	473—480	60

生徒数	理論級数
2,101—2,135	61
2,136—2,170	62
2,171—2,205	63
2,206—2,240	64
2,241—2,275	65
2,276—2,310	66
2,311—2,345	67
2,346—2,380	68
2,381—2,415	69
2,416—2,450	70
2,451—2,485	71
2,486—2,520	72
2,521—2,555	73
2,556—2,590	74
2,591—2,625	75
2,626—2,660	76
2,661—2,695	77
2,696—2,730	78
2,731—2,765	79
2,766—2,800	80

○若林委員 義務教育費国庫負担法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

申すまでもなく、義務教育は憲法に定められた重要な国民の義務であり、同時に権利でもあります。従つて、国といたしましては、この義務教育につきましては、その一定の規模と内容を、すべての国民に対して保障すべき責務を負つてゐるものといわなければなりません。そして、この責務を果たすためには、まず、国が義務教育について確実な財政的裏づけをすることが何よりも必要であると考えるのであります。

従来、義務教育費に対する国の保障といはしましては、義務教育費国庫負担法という法律がありました。この法律は、周知の通り、地方財政において最も大きな地位を占める義務教育費を地方のみにゆだねることが、結局は義務教育の進展を阻害するのみならず、地方財政を危うくするおそれがあるという認識に基いて、昭和十五年に別に法律をもつて義務教育に従事する職員の給与を都道府県の負担とするともに、この法律によつてその半額を国が負担することを定めたものであります。

この制度によつてそれまで教員の俸給の不収、遅払い等の事態があつたものが解消され、爾来、この制度は義務教育の支柱となつて来たものであります。ところが、この制度はシャープ使用団の勧告に基いて地方財政平衡交付金制度が創設されるに及び、遂に昭和二十五年から廃止され、現在に至つてゐるものであります。すなわち、現在、義務教育については財政上国の特別の保障というものはないのであります。その反面、義務教育費はどうかについていかと申しますと、再三の給与ベースの改訂及び物価の上昇等によりまして、飛躍的に増大してゐるのであります。特に教職員の給与費は、昭和二十四年当時の二倍以上となつており、都道府県の一般財源に対して三五%から四五%に膨張し、地方税収入の七五%を占めるに至つたのであります。このため、地方公共団体独自の収入で義務教育費をまかなうことのできるものは、わずかに九都府県にすぎず、中には義務教育費が税収入の二倍、三倍に達してゐる県すら少くないことが報告されてゐるのであります。そこで、各府県間の教員の待遇及び定

数はます／＼不均衡がはなはだしくなるとともに、全般的に低下の傾向が顯著となつてゐるのであります。

他方、学校の維持運営費につきましても、その三分の一は父兄の寄附金にたよらざるを得ないのが実情であり、しかもよく建物もできて、その中味が伴わないのが六・三制の現状であります。これでは憲法に保障する義務教育の無償も、またシャープ使節団の勧告に基いて、寄附金を解消するため大幅な市町村税の増徴を実施した意図も、有名無実となつてゐるというよりほかはないのであります。

さらに学校の建物につきましても、戦時中は荒廃のまま放置され、また被災によつてその多数を失ひ、その上六・三制の実施によつて戦後校舎の不足は大きな政治問題化したことは周知の通りであります。現在すでに耐用年数四十年を越えた校舎は、実に二百八十万坪の多きを数え、そのうち使用禁止を命ぜられてゐる危険校舎が四十四万坪にも達してゐり、なお年々これが累増の傾向にあるという憂うべき状態にあるのであります。

このように重大な段階にある義務教育につきましても、その財政的な裏づけをする制度は、いわゆる六・三制建築補助及び若干の補助起債を除けば平衡交付金制度のみという状態であり、これではとうていこの緊急の事態を解決するわけには参らないのであります。そも／＼平衡交付金制度と申しますのは、ニューヨーク州の教育平衡交付金制度の構想を日本において地方行政全般に及ぼしたものでありまして、この制度がアメリカで成功いたしましたのは、單に財政力の相違からばかりでな

く、これが教育費のみを対象としており、しかも教育費の算定も税収入の測定も容易だからであります。ところが、わが国におきましては、地方のすべての行政費を対象としており、複雑な地方税体系のもとで国がその行政全般について財政上の責任を負うという制度でありまして、そこにはどうしても無理と欠陥が伴ひ、交付金の額の決定は常に政治問題化し、義務教育費のような額の大きいしかも重要な経費が圧迫されるという結果を招来してゐるのであります。従つて、義務教育費のようには憲法上国がその最終的責任を負うことを要請されてゐり、しかも地方財政においてきつめて大きな地位を占めてゐる経費につきましても、どうして平衡交付金制度とは別に国庫がこれを補償する制度を確立し、義務教育の妥當な規模と内容を国民のすべてに對して保障いたしなすとともに、地方財政の安定をはかることが必要であると考えるのであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。

次にこの法律案の骨子を申し述べますと、まず、この法律案は、昭和二十八年度から実施すべき義務教育費国庫負担制度等につきましても必要な規定を設け、附則においてこの趣旨を実現するため、昭和二十七年年度についてさしあたり地方財政平衡交付金制度の特例に關して所要の規定を設けておきます。御承知のように本年度はすでに予算も定まり、また国庫負担制度を実施いたしますためには、なお相當の準備も必要でありますので、このような方法をとつたわけでありまして、次に逐条御説明いたします。

まず第一條は、ただいま御説明いたしましたような、この法律案の基本的な理念及び目的を定めてあります。

次に第二條は、教職員給与費及び教材費の国庫負担について規定してございしますが、その第一項には、国が義務教育費のうち、現在都道府県の負担している義務教育に從事する教員、寮母及び事務職員に給與費及び市町村または都道府県の負担している教材費につきましても、それ／＼、その総額の二分の一を下らない額を負担することを規定いたしております。

第二項は、教職員給与費の総額の算定方法を定めてありますが、それは、教職員一人当りの給与費の平均単価に教職員の総数を乗じて算出するという方法をとつておきます。教職員の総数は、まず全国の公立の小学校の児童数を五十分の一・五を乗じて小学校の教員数を算出し、次に全国の公立の中学校の生徒数を五十分の一・八を乗じて中学校の教員数を算出することになつておきます。この五十分の一・五、一・八という数字は、従来の義務教育費国庫負担制度においても用いられて來たものでありますが、これは實際に一・五級について教員が一・五人あるという一・八人必要であるというこゝを意味するものではなく、一・五級の児童生徒数を五十分の一と仮定した場合の数字でありまして、實際には一・五級の平均児童生徒数は小学校で四十四人弱、中学校では四十五人弱となつておきます。またこの教員数のうちには、校長、養護教諭、産前産後の教員及び病氣、事故、研修等の補充教員も含まれてゐるのであります。次に全国の公立の盲学校及びろう学校の小学部の児童数に十

分の一・五、中学部の生徒数に十分の一・八を乗じてその教員数を算出し、また、全国の公立の盲学校の寄宿舎に寄宿する児童及び生徒五人に一人、全国の公立のろう学校の寄宿舎に寄宿する児童及び生徒八人に一人の割合で寮母の数を算出することにいたしてあります。さらにこうして算出したしました義務教育諸学校の教員及び寮母の数の百分の二・四四六を乗じて結核教員の数を出したします。従来の国庫負担制度におきましては、この率は百分の一・三三となつておりましたが、その後の結核教員数の増加によつてこの率を変更する必要があるものであります。最後に、結核教員を除いた教員及び寮母の教に三十分の一を乗じて事務職員の数を算出したします。この数は大体現在置かれてゐる事務職員の数を基準にしたものであります。

以上の算出方法によつて算出される教職員数の昭和二十八年度の推定は、教員約五十三万四千四百人、うち結核教員約一万二千七百七十人、寮母約千五百人、事務職員約一万七千人となる見込みであります。また、教職員給与費の総額は、昭和二十八年度において約九百八十億円程度となる見込みであります。

第三項には、教材費の算出方法が規定してあります。教材費の内容は、図書、地図、掛図、オルガン、顕微鏡、映写機、幻燈機その他国語、算数、理科、音楽、保健体育等の各教科の学習に必要な教材教具のすべてを含み、その総額は、教職員給与費に百分の十を乗じて算出することにしてあり、昭和二十八年度におきましては約九十八億となる見込みであります。

第四項は、国庫負担金の各地方公共団体に對する配分基準を他その配分

に關し必要な事項を法律で定めることを規定してあります。国庫の負担金は多額に上り、地方公共団体の財政に重大な影響を與えるものでありますので、それをいかに配分するかは、地方税の改正と関連して考慮しなければならぬので、後に法律で定めることにしたのであります。

第三條は、教職員給与費の平均単価の算定方法を規定いたしてあります。その方法は毎年度国立学校の教職員の例に準じて給料諸手当等の教職員一人当りの平均単価を合理的に算出し、これを合算して算出するのであります。

第四條は、義務教育諸学校の校舎の建設にかかる地方債に關して地方財政法の特例を規定し、毎年度老朽校舎を順次更新できる道を開いてあります。まず第一項は、地方財政法第五條において地方債を発行できる場合が限定されておきますので、義務教育諸学校の校舎の建設事業費は、その特例として扱うものであることを定めてあります。

第二項は、その地方債の総額の算定方法を定めてあります。すなわち小学校は一・一坪、中学校は一・四六坪、盲学校及びろう学校の児童、生徒それぞれ全国の公立の学校の児童、生徒数を乗じて算出した坪数を、五十年で更新するものとして五十分の一を乗じた坪数を建築するために必要な額によつて起債の総額を算出するという方法をとつてあります。なお、各学校の坪数は各学校に必要な最小限度の教室その他の建設の坪数を合理的に算出し、これを児童生徒一人当りに換算したものでありまして、盲ろう学校におきま

た、この法律案の骨子を申し述べますと、まず、この法律案は、昭和二十八年度から実施すべき義務教育費国庫負担制度等につきましても必要な規定を設け、附則においてこの趣旨を実現するため、昭和二十七年年度についてさしあたり地方財政平衡交付金制度の特例に關して所要の規定を設けておきます。御承知のように本年度はすでに予算も定まり、また国庫負担制度を実施いたしますためには、なお相當の準備も必要でありますので、このような方法をとつたわけでありまして、次に逐条御説明いたします。

第三項は、この地方債をもつてまかなわれるべき校舎の建設に関する事業計画の基準その他必要な事項、すなわち危険な校舎とか使用年数の古いものから順次地方債を認めるというような基準を法律で明確にいたしまして、地方債の効率的な使用をはかろうとしております。

第五條は、震災及び災害を受けた校舎の復旧費について国がその半額を負担することを規定しております。この措置によりまして、従来復旧が遅れ義務教育の実施に支障を来していたような事態が解消されることが期待されるのであります。

次に、附則におきましては、まずこの法律のうち第二条から第五条までの規定は昭和二十八年四月一日から施行し、第一条の基本的な理念に基いて、昭和二十七年度は地方財政平衡交付金制度の特例を設け、第三項から第六項までにおいて義務教育に従事する職員との給與に関する基準財政需要額の合理的な算定基準を定めるとともに、第七項において、地方財政委員会が各都道府県の基準財政需要額を算定する場合には、あらかじめ文部大臣に協議することとしたのであります。

次に、第八項におきましては、盲ろう学校の義務制が現在小学部の五年までとなつており、これが昭和三十一年に完成することになつておりますので、その経過措置を規定しております。

第九項におきましては、当分の間第四條に定める地方債のほかに六・三建築補助に伴う地方債が存続するわけでありますから、その点を明らかにいたしております。

最後に第十項におきまして、この法律の施行に伴い地方財政法に改正を加える必要がありますので、所要の改正を行うことにいたしております。

以上がこの法律案の骨子であります。この法律案は、教職員の給与等を確保することにより、教職員の生活を安定させ、教職に専念せしめるとともに

に、教材費の確保により、校舎はできたが中身の整わない学校に教材を整備し、百億に上るPTAの寄附金を解消し、千三百万人の父兄の要望にこたえ、起債によつて二百八十万坪に上る老朽危険校舎の解消をはかり、市町村長及び住民の熱烈な要求にこたえんとする

ものであります。従つて、この法律案は最小の国費をもつて最大の効果を上げるものであります。独立日本の門出にあたり、憲法に保障された義務教育が国策の根幹であることを明らかにし、防衛力漸増と相並んで、教育文化

を尊重するゆえんを中外に宣明するもので、その意義はきわめて大なるものがあると確信するものであります。

議員各位におかれましては、義務教育の重要性和地方財政の実情を十分御理解をいただき、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

○竹尾委員長 次に、通告順に従いまして質疑をお許しいたします。

○立花委員　ちやうど地方財政委員会
の連中が来ておりますので、あわせて

疑をやつた方が、よいではないかと思
います。地方財政委員会は、たび／＼
意見書を出しておりまして、昨日も私
ども意見書を受取つたのですが、重大
な意見だと思ひますし、せつかく来て

おりますので、それをあわせて聞いた上で、質問させていただきたいと思ひます。

○竹尾委員長　そう、御意見が出されたが、いかがいたしましょう。

○河原委員　質問の途上でよいでしょう。

○前尾委員 総括して聞いてからがい
いでしよう。

○竹尾委員長 総括してという意見と、質問の途上という意見がございませうが、いかがいたしましょうか。最初、に地財委の意見を聴取いたしますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○竹尾委員長 それではさよう決定いたします。奥野説明員。

○奥野説明員 地方財政委員長から義務教育国庫負担法案に関しまして、意見書を提出しておりますので、その意見書の順序に従つて、考え方を申し上げてみたいと思います。

義務教育費の負担をどうするかという問題は、地方行政、地方税制、地方財政全般にわたる問題であります。

で、これらの総合的改革の一環として検討すべきであるという考え方を持っているわけにあります。従いましてこれらと引離しまして別個にこの種法案を制定しようとするることにつき

しては、以下掲げますような理由で反対である旨を申し述べているわけであります。三ページ目の「義務教育費庫負担法案に対する反対理由」と書

第一に、この法案はいたずらに中央政府の権限を強大ならしめ、官僚の手による地方行政に対する統制支配を可能にし、地方行政の中央集権化を誘致

して、住民による地方自治を抑圧する
というふうに考へてゐるわけでありま
す。現在のわが国にとりまして最も大

切なことは、国民の考えに基いて政治、行政を運営して行かなければならぬということであると考えているわけであります。国民の考えに基いて政

治、行政を運営して参りますために、国民に身近な行政から、国民のそ

れそれがその必要の有無や、適否を判断いたしまして、かつ、これを決定する慣習を養つて行かなければならぬ。そこにまた、地方における行政

は、地方住民みずからのくふう、判断に基いて行わせようとする地方自治の充実、強化の方策を、わが国の政治の基

あるものと考えているのであります。いろいろの問題が起りました場合にも、国民はいたずらにそれらの一部行動に幻惑されないで、みづからが

むべき方向を自覚して行かなければならぬ、かような考え方を持つてい
わけてありまして、そのような意味

いから、これらの基礎をなします。地方自治拡充強化の方策を推進して行くためには、地方自治制度と表裏一致をなします。地方税財政制度において分自主的であり、かつ地方自治体の

合的な判断に基く彈力ある運営が保
されなければならないというふうに
えているのであります。一般に国庫
担金制度というものは、国が地方団

に、これを通じて国が意図する行政改革を遂行する。地方団体をして行わしめる政治的手段でもあるわけであります。従つて、国税であれ地方税であれ、ひとしく住民の負担にかかります租税収入を直接他の用途に充てるのではなく、その使用を生産活動団体の収入として、その使用を生産活動に充てる。これは、地方自治の原則に

方国体の収入として、その俸月を計算
みずからの決定にゆだねる方法をとれ
ませんで、一旦国の収入といたしまし

て、政府官僚の手を通じて地方自治に
を義務づけ、使途の監督を加えること
によつて、地方行政の運営につきま

て、政府官債の統制支障を可成とす
手段であります。方法であります。

存し、その算定が客観的に明確であり、かつその行政について地方住民が深い関心を寄せているものに対する国庫負担金は、何れもこれを上回る。

庫負現金は、可及的にこれを閉止し、
方がよろしい。地方住民が深い関心と
持つておりませんもの、あるいは必ず
る全国普遍的に存しない、行政につ

ましては、個々の行政費を見合ひま
て国が負担金を出すことも一つの方
であらうと考へるのでありますが、普
務教育費はその種のものではないと

う考え方を持っているわけであり
す。従つて、地方財政全般の上にお
る国庫負担金の額を減少し、それだ

地方税收入その他の自主的な財源の加をはかつて行きますことは、戦後に地方財政政策の基本としてとられて来た方針であります。

昭和二十七年度の義務教育費の算定について特例を定めておりますが、その特例からも明らかに推測できると思

のでありますけれども、その経費が全国普遍的に存し、その算定が客観的に明確であり、かつ、その行政について地方住民が深い関心を寄せているものでありまして、地方財政制度として総合的な地方財政調整制度を持ちます限りにおいては、本来国庫負担制度を必要としない義務教育につきましてあえて国庫負担制度を復活し、政府の手により各地方団体ごとに義務教育費の額を算定し、これを基礎として国からひもつきの財源を交付することにより、地方団体の予算中に義務教育費の額を設定しようとするものであると考えるのであります。このように、あたかも国の出先機関に対するがごとく、国から地方自治体において費消すべき義務教育費の額の割当を行いますことは、第一には、住民のくふう検討に基く地方団体の弾力ある総合的財政運営を阻害し、この措置を通じて官僚による地方団体の統制支配を強大にし、再び地方自治行政の中央集権化をもたらすことになるのであります。わが国政治の基本方針に逆行すると考えているのであります。第二に、さらにこれを現在の地方団体と教育委員会との関係について顧みますときは、このことが教育委員会ごとの予算を、中央において割当を行いますこととなる結果、いたずらに地方行政機構を分裂せしめ、地方行政の総合的推進力を弱体化せしめることとなると考えているのであります。第三に、しかのみならず、この法案は、これによつて義務教育の施設の維持及びその経費の支出責任は、道府県や市町村に置いているにもかかわらず、この経費の配分について中央政府の干渉を見ることがなりまして、地方

教育行政についての責任の帰属を不明確にするのであります。中央政府にあるのか、地方団体にあるのか、不明確になると考えているのであります。次に、反対の理由として考えております点は、この国庫負担制度の創設により、この法案に企図するがごとく義務教育水準の向上及び地方財政の安定を期待することは困難であるという点であります。この制度を必要とする理由は、先ほど若林さんからお話が出ましたその説明によりまして、以下掲げておりますような三つの点に、主たるものがあると考えてるのであります。

くどいようであります。第一に、昭和十五年に創設された義務教育費国庫負担法のもとでは、それまでであった教員俸給の不払い、遅払いの解消し、爾来この制度は義務教育の支柱となつて来たのであります。交付金制度のもとにおける義務教育費では、各府県間の教員の待遇及び定数はますます不均衡となり、全般的に低下の傾向が顯著となつており、また学校の維持運営費は、その多くを父兄の寄付金にたより、施設の内容は著しく未整備であるといふことであります。第二に、これは交付金の総額の決定が常に政治問題化し、義務教育費が圧迫されるから、交付金制度とは別に、国がこれを補償する制度を確定し、義務教育の必要な規模と内容を保障し、地方財政の安定をはかる必要がある。第三に、この制度を設けることにより、教職員の給与費は確保され、教材は整備し、百億円に上るPTAの寄付金を解消し、最小の国費をもつて最大の効果を上げる

ことができるというところにあつたように思ひます。

これに對しまして、地方財政委員会の見解は、第一には、義務教育費の問題はその性質にかんがみ、またその沿革に徴しますると、個々の地方財政制度の問題ではございまして、総合的な地方財政制度上の問題として解決すべきものであると考えているのであります。かりに、半額について国庫負担金制度をとりまして、残りの半額もまた地方財政上重大な問題でありますから、その問題が解決されない限りにおきましては、やはり依然として義務教育費の問題は解決されないという考え方を持っているものであります。ただ新しい行政や、地方団体が独り立ちで十分こなして行ける段階に立ち至つていない行政について、すなわち十分同化していないような行政につきまして国が補助負担金を交付し、その交付を通じて、国がその地方行政を指導監督し一定の水準まで向上せしめまします。十分意味のあることであります。またこれが補助負担金制度の本来の目的でもありますけれども、義務教育のごとく、十分地方団体の事務として同化し、地方住民の最も身近な行政として深い関心を寄せているものにつきます。これに對する国庫負担制度は、特定の地方行政水準の維持向上のための機能よりも、むしろ地方財源の供與の手段としての意味の方が大きいのであります。地方住民が非常に関心を寄せているわけでありまして、どの程度の人数の先生を置くべきである、あるいはまた、学校ごとにどの程度の教材を置くべきであるといふことを、国会の意思をもつて明示いたしま

すならば、地方住民は、おの／＼それを目標として、義務教育の水準の向上に努めるだろうと思ふのであります。地方住民が深い関心を持つておりません行政については、あえて割当負担金の制度をつくらざるを得ないかもしれぬと考えるわけでありまして、現在わが国における諸行政のうち、義務教育のごとく、長い沿革を持ち、しかも早くから全国津々浦々に普及している行政はないのであります。このため義務教育費は、従来常に地方財政上に大きな問題を提起して来たのであります。その問題のとりえ方は、義務教育行政の水準をいかにして向上せしめるかといふことよりも、地方財政全般の窮乏をいかに打開して行くかといふことにおいて行われて来たのであります。

昭和の当初、市町村において負担されておりました教員俸給について、不払い、遅払いの存したことは、指摘される通りであります。これは当時の農村不況と地方税財政制度の欠陥に伴う一つの現象であつたのであります。従つて、当時論議された国税である地租及び営業収益税の地方委譲論も、要するに地方団体に財源を與えるべきである、それがために国税を地方に委譲しよう、それによつて自主的にくふうをしなから、あらゆる行政を推進しようと考えたのであります。そのような地方委譲論も、義務教育費全額国庫負担論も、地方財政改善策として論議されたものであります。教育の水準を向上するために、義務教育費の全額を国庫で持とうとしたのはございせん。やはり地方財政改善策として論議されたのであります。この両論は、手段こそ異なるのですが、ある

意味においては、ひとしく義務教育費問題の解決策であつたのであります。そうして実際に、当時の不完全な地方財政制度のもとでも、すでに義務教育費国庫下渡金の制度が存したのであります。しかも財政貧困な団体には、この義務教育費を若干豊饒に交付するように運用されたのであります。なおかつ教員給料の不払い、遅払いの現象が見られたのであります。しかしながら、その後昭和十一年度から昭和十四年度まで行われた暫定的な地方財政調整制度であります臨時町村財政補給金、あるいは臨時地方財政補給金の設けられることによりまして、初めてこの遅払い、不払いの現象が一掃されたのであります。それまでは、市町村間、府県間に財源の不均衡がある、その財源の不均衡を調整するよう一般的な制度は、わが国には存していなかつたのであります。そこに一つの問題があつたのであります。それらの解決策として昭和十一年から、徹底的ではあります。このような制度がとられ始められるようになってから、遅払い、不払いの問題も解消したのであります。昭和十五年の義務教育費国庫負担法によりまして、この現象が解消したといふような御説明があつたようでありまして、それは事実の誤認であると考えております。しかして、昭和十五年の画期的な地方税財政制度の改革は、国税と地方税との税源分離と恒久的な地方財政調整制度の創設を根幹としたのであります。両者の欠陥を国費、地方費の負担区分の確立により、補完することをもつてその構想として、多年の懸案を解決し、これによつて地方財政の基盤を確立することがで

きたのであります。この際制定された義務教育費国庫負担法は、この総合的改訂の一環として行われたものでありまして、この制度自体がそれだけで独立して、義務教育費の確保や、地方財政の安定にとつて意味を持つたものではないのであります。大体同類程度のものは、すでに昭和十四年ごろにも国が義務教育費国庫下渡金として負担しておつたのであります。

なお地方財政平衡交付金制度が、アメリカでは成功したかもしれないが日本では成功しないものだといふうな若林さんのお話もございましたが、私にはこの意味がまったく理解できないのであります。ことに地方財政調整の制度を必要とするかしないかといへば、あくまでも必要とするだろうと思つてあります。その中でも、もしあらゆる行政費の算定が困難であるといふしますならば、もし義務教育費の算定だけが困難であるならば、これを取出したところであつた問題は依然として解決できないわけでありまして、義務教育費の問題が、もし算定が困難でありますならば、これを取出して計算を別個にいたしますことによつて、あるいは十分の額を確保できるかもしれません。算定の容易なところを取出しましたところ、地方財政の改善にはならないと考えるのであります。いわずや残りした半分は、やはり地方団体自体で負担して行くわけでありまして、この問題が解決されなければ、やはり全体としての義務教育費の解決にはならないわけでありまして、二番目に、地方財政平衡交付金制度のもとにおいて、なお一言さしはさんでつけ加えておきたいと思つますが、

昭和十五年に設けられました地方財政調整の制度は、いわゆる地方配付税制度であります。この制度においてどのような財政調整の仕方をしたかといふと、総額の半分は、大体人口に按分したわけでありまして、あとの半分は、ある一定の人口を一人当りの課税力——その団体の税収入を人口で除したものが課税力であります。ある一定の課税力にその団体の課税力が達しない場合には、その総額を補うような配分の仕方をしたわけでありまして、非常に荒つぱいやり方で財政調整をして来たわけでありまして、非常に荒つぱい財政調整の仕方をして参りますと、必ずしも個々の行政について、十分な財源がどの地方団体にも確保されるということには参らないおそれがあるわけでありまして、そこで、財政調整が荒つぱいだけに、個々の特定の行政運営につきましまして、半額国庫負担の制度をとるというやうなやり方をして来たわけでありまして、そこに義務教育費国庫負担制度の意義があつたわけでありまして、

二に、地方財政平衡交付金制度のもとにおいて、義務教育の水準が低下したとは考えられない。昭和二十五年に行われた地方税財政制度の改訂は地方独立税収入を強化するとともに、地方配付税の持つ調整機能を押し進め、非常に荒つぱい財政調整の仕方と一段と押し進めまして、一層徹底して地方財政均衡化の機能を持つ地方財政平衡交付金制度を創設したのであります。先ほど申し上げましたように、財政調整の制度が荒つぱければ、個々の行政につきましまして、一部国が負担するといふやり方をせざるを得ない。しかしながら、補助金を出して参りますと、あま

りにも官僚の権限が強大になり、官僚の官僚による地方自治行政の干渉、支配が行われますので、これを避けようとして、財政調整は、そのかわり緻密な制度をとらうとしたわけでありまして、従来の地方配付税制度の持つ財政調整機能の補完的な役割に重点が置かれた国費地方負担区分理論に基づく国庫負担金制度の多くは、特殊のものを除き、その存在意義を失ひ、地方自治行政に対し、不当な干渉、支配を行うのみを持つことになつたので、廃止せらるべくして廃止せられたと考へておるのであります。

しかし、この新しい制度の下において、義務教育費がなおざりにされ、またその水準がはたして低下したかといふと、決してそうではないと考へておるわけでありまして、まず、地方団体の一般財源のうち、常に四〇%になん／＼とする部分が、義務教育費の給與費に振り向けられておるのであります。

地方教職員の給與は、文部省の調査によれば、国家公務員の教職員の給與よりも、七千九百円ベースにおいて、平均本俸において三百七十五円だけ上り、待遇されておるといふことであります。今若林さんから、一般的に低下したという御意見もあつたやうであります。これは私は事実と違つておると考へておるのであります。しかも、この高いとされておる額は、給與改訂に際し、調整を加へることなく、そのまま新給與水準に移行したので、現在では一層国家公務員よりもベースが上つておるだらうと考へております。

つきましては、教員構成のいかんによつて、一概には言えないのであります。正教員が多いかどうかといふやうな問題等いろいろあるわけでありまして、本来地方教職員の給與は、国や他の地方団体の職員給與との均衡のほか、その地域における民間給與の水準との均衡もあわせて考慮して決定せらるべきでありまして、地域的な不均衡があるかないかは、にわかに断定できる性質のものではないのであります。かつて国庫負担制度のもとにおいて均衡化されてきたとするならば、それは国から府県ごとの平均給與額を指示することによりまして、悪平等が横行された結果といえないこともないと思へるものであります。実質的には、かえつて不均衡であつたかもしれないのであります。すなわち昭和二十三年から、文部大臣が府県ごとの義務教育職員の平均給與額を指示したわけでありまして、指示する場合には、あまり府県間に均衡を失したやうなきめ方もしくはいであらうと思ひます。指示された以上は、大体それに並行して行くのが、当然の傾向だらうと考へておるのであります。その指示が昭和二十五年からなくなつたわけでありまして、それにもかかわらず、なおかつ府県間に給與差があつてはならないとするならば、教職員の地方公務員たる身分を国の官吏に切りかへまして、国の官吏でありま

すならば、文部大臣が一方的におきめになればよろしいと考へるのであります。その場合、はたして現在の勤務地手当の差を設けるだけで、地方ごとの実態に即することが可能であらうか、疑問に思つておるのであります。たとえば青森、岩手と東京都の間におきま

して、一般的にいいますと、勤務地手当の差が二五%ございます。このやうな一般的な差で、はたして適當であらうかどうかといふことにつきましましては、非常に問題があると考へております。

次に教職員数は、児童または生徒の数を五〇で除して得られた仮の学級一に對しまして、昭和二十四年度、すなわち義務教育費国庫負担制度のありました最後の年度であります。小学校は一・三九でありまして、文部省から指示されておりました数字は一・三五であります。中学校は一・八六でありまして、文部省から指示されておりました数字は一・七でありまして、それ以前は一・五、一・八でありまして、二十四年度に、引下げるやうな試みが行われたわけでありまして、それが昭和二十六年度は、それ／＼一・四二、一・八七となつておるのであります。これを終戦前の小学校について見ますと、昭和六年は一・〇七、十年は一・〇九、十二年は一・一二といふやうに、漸次伸びて参つて来ておるのであります。現在終戦前に比べますと、非常に向上してゐると考へるのであります。また実学級当りの児童、生徒数は、昭和二十四年度におきまして、小学校は四四・四人でありまして、中学校は四四・八人でありまして、昭和二十六年におきましては、実学級当りの児童、生徒数は四四・八、四四・八人と、むしろよくなつておるわけでありまして、さらに教員の質的構成は相当改善され、全段として教育水準は向上こそすれ、決して低下してゐないと思へるものであります。この点について、事実についての認識が相違しておるやう

であります。しかし、これらについて、地域的な不均衡があるということについては、地方々々の種々な条件もあることでありまして、一律に論ずるわけには行きませんし、またかりにこの事実が存するものとしたし、これについて国が一定の基準を定め、これを明示して教育行政の運営上の明確な資料を与えることに、怠慢であつたといわなければならぬのであります。もし地方団体の水準が低下しておるとするならば、維持するべき水準を国会の議を経て明確に示さるべきであると考えるのであります。

次に、かりに低下したという現象があるとしても、問題は総合的な地方財政制度の問題として検討すべきであつて、地方税財政制度の一の既存の制度を批判し、ただちにこれにかえて国庫負担制度を導入し、これをもつて教育の水準の維持確保を期待するがときは、きわめて一方的な見解であると考えるのであります。

義務教育費国庫負担制度の主張は、義務教育について、一般の地方税財政制度とは別に、国がその財源を補償することによつて、義務教育の妥当な規模と内容を保障することを基調としてゐるのであります。この主張は、義務教育費の全額国庫負担制度をとることによつて、初めて貫徹されることがあるのであります。全額国庫負担制度がいいと申し上げてゐるのではなく、その主張はこの制度によつてのみ貫徹されることがあるのであります。義務教育費の地方財政中に占める割合は、非常に高いのでありますから、かりに二分の一を国が負担いたしましたとしても残りの二分の一の地方負担は、地方財

政にとつては依然として問題なのであります。従つて、義務教育の確保のためには、国庫負担制度をとるといふにかかわらず、それが一部負担の制度であります限り、地方財政全般の基礎が確立していることが先決なのであります。もし、現行制度により、地方財政が確保されないとしたし、すなわち、地方財政がよつて立つ地方税制と交付金制度そのものを検討すべきでありまして、これを切り離して国庫負担金の制度を設けても、何らの地方財政の改善でもなく、また義務教育費の補償ともならないのであります。いたずらに地方教育行政を政府官僚の統制支配下に置く以外の何ものでもないと考えるのであります。いわんや、教育費の確保により、校舎はできたが、中身の整わない学校に教材を整備し、百億に上るPTAの寄付金を解消し得るような効果は、この負担制度からは期待し得ないと考えるのであります。戦いに敗れてから間もなく、六・三制新教育制度が採用されまして、全国の津々浦々に、国と市町村との折半負担によつて、新制中学校が建設されることになつたのであります。その際、こゝで、国庫負担金を豊富潤沢に交付して、これが整備充実を期すべきでありましたものを、あるいはきわめて不十分しか交付せず、あるいは交付せずしてこれを既存の地方団体の財政力にゆだねたことに、施設の内容は不均衡となり、あるいはPTA負担の増高を招来せしめた原因が存するのであります。新制中学の建設費は、市町村と国とが二分の一ずつを負担し合うことになつておつたのであります。しかしながら、その基準でありまして、その生

徒一人当り〇・七坪の基準が、あまりにも小さ過ぎるのであります。また地方団体としては、学校を建設しなければならぬけれども、国の出し分が非常に遅れて来るという関係があつたのでありまして、もし新制中学の整備の有無が言われるならば、むしろ二分の一の国庫負担制度が確実に履行されなかつたところにあるのではないかと。市町村としましては、それ以上の努力を払つたことは、私はだれにも了解していただけるのだらうと考えてゐるのであります。市町村に二分の一の負担をゆだねたから悪かつたのではないのでございまして、二分の一の負担を国が十分に履行しなかつたところに、問題があるのではないかと。これを考えるのであります。新制中学を建設する、義務教育をやるといふことは、地方住民にとりましては、非常な関心事でありまして、あとう限りこれをよくしたいと努力してゐるものであらうと考えるのであります。PTAの負担を解消することは、従来国及び地方の財政外に処理されてきた公費負担が、正規に地方財政の中に取り入れられることにはならないのであります。この百億円に上るといふPTA寄付金相当額は、地方財源にそれだけ追加しなければならぬ。その財源の捻出は、結局国税または地方税の増徴か、あるいは他の国費または地方費の圧縮に求めるよりほかはないのであります。單に教材費に對しまして国庫負担金を交付するがごときで解決できる底の問題ではないと考えるのであります。

なお、国が義務教育費を補償するものとしたし、地方財政平衡交付金その他おつしやいましたが、私は根本は地方税にあるのだということを申し上げておきたいと思ひます。地方税のことをおつしやらなかつたようでありまして、府県や市町村が実施すべき行政に要します経費は、原則として一且国のふところに入れてから、国から地方団体に渡しませんで、その金を使うところの収入に、言いかえれば、府県で使うものは府県税として収入させ、市町村が使うものは市町村税として収入させる。住民は、自分たちの出した市町村税や府県税の行方を追ひまして、行政のあり方を監視し批判する。そこに自治行政を確立して行きたいという考え方を持つておるものであります。

第三に、この法案は、国民の租税負担を増加せしめるか、しからずんば、他の地方行政費に不当な圧迫を加えると考えるのであります。中央地方を通ずる財政需要の増高と、国民の租税負担過重の現状とにみまみまして、租税収入、公債収入等の諸収入は、できるだけ効率的に配分されなければならぬことは、いふまでもないと思ひます。国であるほど、効率的に国民の負担を使つて行かなければならない。最も効率的に使う方法としては、地方財政平衡交付金制度というものが、その意味においても重要な意義を持つておると考えるのであります。しかるに、国庫負担金制度は、一般にこれが運営のための行政事務を増加せしめ、あるいは行政費を増加せしめるために、それぞれ行政費を増加せしめるばかりでなく、さらに、この制度の性質上、すべての地方団体に對して交付する必要がある

のであります。義務教育の水準を高めようと思ふならば、財政力のいかにかわらず、地方の団体に交付すべきであると考えるのであります。従つて全体としての地方財源の効率的な配分を阻害するものであります。しかし、これを義務教育費国庫負担制度につきまして、この法案に示されてゐるところによつて見ますと昭和二十八年度における教職員数は、昭和二十六年に比し四万四千人を増加し、義務教育費の総額は昭和二十七年地方財政計画額に比しまして、百四十億円を増加せしめるばかりでございませんで、負担金制度を実施し、地方財源の効率的配分を阻害することそれ自体によりまして、七、八十億円にも上る地方財源の増加を要するものと推定されるのであります。国庫負担金の財源及びこのような増加所要財源がいかにして捻出されるかは、全然明らかになれてゐないのであります。もし既定の地方財源に影響を及ぼさないようにするために、当然この増加所要額相当額の地方財源の追加を要し、それだけ国民の租税負担を増加せしめるものであります。もし国民の租税負担の現状にみまみ、これが増加を避けようとしたし、すなわち、他の地方行政費の財源に圧迫を加えて、所要財源の捻出を行わざるを得ないのであります。現在の国民の租税負担は、戦前に比べまして非常に過重であると考えてゐるのであります。

終戦後、地方行政が混乱せしめた最大の原因は教育制度の改革と、これがための経費の増加及び新制中学校建設費の半額国庫負担制度が地方的必要経費の半額を満たすに至らなかつたこ

とにあつたと考へるのであります。しかしながら、今やよりやくにして六・三制新教育制度も安定しようとしていますことは、慶賀にたえないのであります。が、今また教職員の待遇も全きを期していませんに、さらに多数の教職員の増加をはかりますことは、財政の運営に新たな問題を投げかけることになるのであります。

○竹尾委員長 ちよつと御発言中ですが、微に入り細をうがつて御説明けつこうでございすけれども、相当御説明が長くなるように思われますし、質疑の時間の関係がございすので、これは地方行政委員会の委員の諸君にお諮りしなければなりません、もう少し簡単に御願ひしたらどうかと思ひますが、いかがですか。

〔「こゝまでやつたんだから続けてやつたらどうだ」「簡単々々」と呼ぶ者あり〕

○奥野説明員 それではなるべく簡単に申し上げます。

第四に、この法案においては、国庫負担金の総額の決定方法のみを定め、その配分方法は明らかにしていませんのみならず、さらに、この制度を矛盾なく地方財政制度に導入するための、何らの具体的な配慮が加えられていないということでありす。この制度をどうするかというところは、地方自治をどのように持つて行くかというところと深い関連がございすので、やはり配分制度の内容が非常に重大な意義を持つて考へていなくてはなりません。だから、配分方法と一緒になければ、この問題を検討するわけにはいかないというふうな考へ方を持つていなくてはなりません。

第五に、この制度の実施のために、中央地方を通じ、行政事務を増加せしめるということでありす。中央地方を通じ、行政事務の簡素化、簡便化をはかり、行政費を節して国民負担の軽減をはかることは、現下行政運営の基本方針と考へていのであります。が、この制度を実施いたしますためには、第一に、負担金の申請、交付、使途の報告及び監督のため、行政事務は増加し、かつ煩雜となり、第二、地方団体がこの負担金獲得のため、陳情その他に多くの努力と経費とを浪費すること、第三、他の負担金、補助金の例に倣すまでもなく、明らかであります。第三に、負担金の使用状況の監査、監督は、当該地方団体の議会及び監査機関が当るほか、地方自治団体でありますので、監査機関があるわけでありす。――会計検査院と主管行政官庁とが、また別個にそれ／＼の立場から行ひので、これがために、地方行政事務を濫増せしめると考へていのであります。

第六に、以上のほか、かりに義務教育費について国庫負担の制度をとるといたしましても、その内容には、いろいろな技術的な欠陥があると考へております。これは技術的な点でありすので、一応遠慮いたしまして、十九ページの第七の点について申し上げます。現行の地方財政平衡交付金制度の運用により、この法案の持つ種々の欠陥を回避しながら、この法案の究極において企図するところの目的を達成せしめることができる考へるのであります。この法案は、上述のように、いろいろの欠陥を持つていのであります。

が、このような法案をあえて成立せしめなければ、その企図する義務教育水準の維持確保がせられないかというところではないと考へるのであります。現行の地方財政平衡交付金制度は、すべての地方団体に對し、それが合理的かつ妥當な水準において、地方行政を行うための財源を保障することを、本来の機能として持つばかりでなく、その使途を特定せず、従つて使途についての監督を伴わないので、地方自治をそこなうことなく、またその配分は、各地方団体の財政需要に比し、財政収入の不足するところに交付されるのでありますから、国民の租税負担が最も経済的に配分されるわけでありす。現在この交付金制度を批判し、国庫負担金制度の復活が主張される主要な原因は、一つには、地方財源がこの方法では確保されたいというところと、二つには、国の必要な行政の遂行が保障されないということにあるようでありす。しかしながら、一つにつきましては、交付金制度は、創設後いまだ日浅く、現在完成への過程にある、いわば過渡的な事情にあるために、このような危惧を持たれるのであつて今般單位費用を法定する――行政費を計算いたします基礎は、たとえば人口で測定いたしますものは、人口一人当たり何円という額を法律で定めることにしているわけでありす。引続き算定の要素を法律で定めて行くことになりまますので、総額の算定方法はおのづから確定いたして参りました。各地方団体の毎年度の交付額も予測が可能となつて参りまして、この制度は、いよ／＼客観的かつ確実な基礎の上に立つて、その円滑な運営は十分に期待すること

ができるのであります。二について、今般の改正案中に取入れましたように、国が地方団体にその確保を要請する地方行政の規模と内容を、法律または政令で定めまして、交付金制度を通じて、その所要財源の確保を保障することとしたしますならば、地方自治を侵犯することなく、目的を達成することができると考へていのであります。義務教育費の問題につきましても、地方団体の確保しなければならぬ行政の規模と内容を、法律または政令で定められることを期待してゐるのであります。法律、政令で定められて、やらないということは、この種の行政については、まづなからうと考へていのであります。由來教育の問題は、地方自治における中心問題であり、地方住民のきわめて関心を寄せているところであつて、このことは、種々の悪条件のもとに、幾多の犠牲を払ひながら、新教育制度を曲りなりにも育成整備し來つた成績に顧みても明らかであると思ひのであります。しかるにもかかわらず、地方団体において維持すべき教職員の数、教材その他施設の基準を、法律で定めることもなく、ただちに地方自治に対する不信を基調として、中央政府が不必要に国民負担を増加せしめ、あるいは他の地方行政費に圧迫を加えてまで、教育行政に対する地方団体の自主的運営を制約するやうな国庫負担金制度を創設する必要は、まったく存しないと考へるのであります。

第八に、昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金の義務教育費にかかる基準財政需要額の算定方法の特例につきましても、やはり次に掲げておりますやうな理由で反対であります。これも技術的な問題でございすので、説明を遠慮させていただきます。

○竹尾委員長 質疑に入るに先だちまして、井出一太郎君から議事進行に關して発言を求められております。これを許します。井出一太郎君。

○井出委員 私の発言は議事進行に關連をし、若干質疑の部分もございすから、これについては願ひくは委員長からお答えを願ひたいと思ひますが、場合によつたら提案者からでもけつこうであります。

この法案が竹尾委員長を初めとする與黨文部委員十六名の名前をもつて提出せられまして以來、文部委員会においては、教次にわたつて論議を重ねて参つたところであります。本日は地方行政委員会との連合審査会でありすから、でき得るだけ時間を地方行政委員諸君にさきたいと思ひますので、きわめて簡単に申し上げてみたいと思ひます。

この法案の提出にあつたつて、野黨側に対しては、事後に相談をされるという程度であつて、あらかじめ何ら打合せされるところがございすませんでした。しかしながら、その間委員長を始め非常な御努力をせられ、この法案をぜひともものにしたい、こゝういふ信念的な努力を私われたことは、われ／＼も承知しておるところでございす。私どもは、これをもつと前進せしめた、いわば憲法に保障された義務教育無償の原則にのつとて全額国庫負担という願ひまで望んでおるのであります。しかしながら、現状よりも一歩前進であるという点においては、この法案に對して協力をするのにやぶさかではないのでございすけれども、文部委

員会の審議を通して、その間いろいろといきさつがあつたように仄聞しておるのでございます。たとえば、與党内部において、政調会あるいは総務会等において、異論が出て来たというふうな話も聞いておる。また、たゞいま奥野政府委員の御説明をせられた地財委の立場というのから見れば、まづたゞさつきの提案者の御説明に対して、完膚なきまでの反響を加えておられる、こういうふうにも見えるのでございます。これは一体何たることであるか。與党の委員諸君が共同提案をなされておるこの法案に対して、與党内部の調整がまだできておらない。さらにまた、政府内部においても、文部省はこういう意見を持つておられるか存じませんが、同じ政府の中において、地財委はまづこうからこれに反対をしておられる。あるいは大蔵省もこれに対しては反対だというふうにも聞いておるのであります。その間、手続的に見ても、あるいは法案の内容を見ても、どうもはなはだ不備な点が多いと思うのでございます。こういう点は提案者におかれては一体どう考へておられるか、そうして本日こういった連合審査会まで持ち込まれたその間の経緯というものは一体どうなつておるか。どうも私もほんぼさじきに置かれておる者から見ますと、まことに奇々怪々でございませう。従つて、この法案に対して、委員長あるいは提案者は、どういふ信念をお持ちになつておられるのか。先ほど提案者若林委員は、きわめて力強く提案理由の説明をお述べになられましたけれども、どうもこの空氣を見ておりますと、なか／＼この法案は難航しそうな

感じがいたします。しかしながら、もしこれが審議終了になるとか、途中において葬られるとかいうことになれば一体提案者であるところの、ここに名を連ねておられる竹尾委員長以下、どういふ面目があるのか、そういう場合にどう処置をなさるのか、いかなる信念をもつてこの法案突破のために努力をせよとておられるのか、こういう一連の経過並びに信念のほどを、私はこの連合審査会に入りまします冒頭に、委員長並びに提案者からまづもつて伺つて、それから審議に入りたい、かように考へる次第であります。

○竹尾委員長 それでは、まづ私から一応お答え申し上げます。本義務教育費国庫負担法案につきましては、私自身に對しては、日を経るに従ひまして、いろいろの非難を加えられる度教が多くなつて参つております。委員長は、文部省の課長や局長におだてられてこういう法案に對して努力をしておるのだ。それから、何にも知らない文部委員長や——これは同じことでありますが、何にも知らない文部委員をいろいろに使ひまわして、この法案の通過にいろいろの陰で踊つておる者がある。こういうような非難がいろいろと私自身に加へられておりますけれども、私はこの義務教育費国庫負担法というものは、いろいろの理由から絶対に義務教育のために必要である、こういう固い信念を持つて私はこの提案に賛成をしたからこそ、提案者の一人になつたのでございます。この法案貫徹のためには、全力を盡しまして努力をしようといふことを申し上げておきます。固い信念を持ちまして、通過させようといふことを申し上げておきます。

それからいろいろの事情があつたであらうが、こういう連合審査会にまで持込んだのは、どういふ理由かというようなお尋ねがございましたが、これはただいま奥野政府委員の説明によつてもおわかりの通り、現実の問題として、こういう政府内部にも反対の意見がある、従ひましてそれに関連する地方行政委員会との連合審査をしなければならぬ、これは公平に見て片手落ちである。こういうことを考へまして連合審査会を開くことになりましたのでこれは正しい議事運営の仕方だと私は考へております。

なお、政府與党内のいろいろないきさつというようなお尋ねであります。が、そういう点については、私はどうも答弁が下手でございしますので、御納得の行くように、提案者の一人でありまします若林委員から、ひとつ御説明をお願いしたいと思つております。若林委員。

○若林委員 ただいま地財委関係の方から、いろいろの御意見が述べられたのであります。御承知のごとく、義務教育費国庫負担に関する大方針という事柄は、この平衡交付金制度が設けられます當時から、すでにこれに關係する御説が起つて来ておつたのであります。第一に平衡交付金制度というものと並んで審議されるべきはずで、すでに閣議を通りました標準義務教育費法というものは、御存じの通り、一旦閣議で決定したのでありますけれども、いろいろのな説は聞くのでありますけれども、これが立消えになりました。今日に至つておるのであります。爾來平衡交付金制度の実施に伴ひましていろいろの欠陥を見るのであります。

で、これは自由党といわず、改進黨といわず、社会党といわず、あるいは共産党でさえも、この義務教育費確保という氣持には、各党をあげて検討を進めて來られたのであります。單に義務教育費だけに限らず、地方自治財政の確立という面から、太く地方財政交付金制度というものの再検討という声まで起つたところであり、また地方財政委員会が存立自身をも論議せられたるようになったのであります。各党をあげまして、この義務教育費国庫負担法といふものが論議せられ御検討せられておる姿には、深甚なる敬意をわれわれとしても払つておつたのであります。わが自由党におきましても、この点から文部関係の議員ばかりでなしに、地方行政に熱意を持つておられます各委員、また予算關係全般を見ておられます方同士と、慎重審議を義務調査会において遂げつたのであります。まづ最初に検討いたしましたのは、いわゆる教育担当の所管でありまします文部省から提出されるであらうと思はれる法案を骨子として検討いたしましたのであります。事務的にながめだいたいの奥野君あたりにもたび／＼意見を聴取いたしました。どうしても文部省案そのまゝでは提出は困難であらう、またいわゆる妥協は困難であるといふので、われ／＼はこの見通しのもとに、政務調査会におきまして、いわゆるこの妥協案とでも申しますか、中間案とでも申しますか、お手元に出しましたものが、これならば地方財政委員会の關係の方たちも、あるいは大蔵省といひましても、協力を願えるだらうという最低線を出して來たわけ

であります。こういう意味において各党の諸君の御協力を願ふことはもう人後に落ちない。特にこの文部省關係の諸法案は、いろいろ／＼たくさん出されたのであります。ことごとく共産党を除きます各派共同提案の形式をとつておつたのであります。今度もぜひそういう立場で進めたいと思つておつたのであります。この法案が自由党自体で非常にとまらぬが、出で参りました線が義務教育費国庫負担といふのはなしに、幼稚園から高等学校の教育までも含めるといふような、非常に、何といふか、完璧を期した法案が論議されておるときに、非常にも足りない感じがもちこたさるだらうと思ふ、遠慮に遠慮をしておるようなこの法案をもつて各党の間を調整するといふことは、時間的にもきわめて困難であるといふことを認めたものであります。まづ最初検討いたしましたのは、いわゆる教育担当の所管でありまします文部省から提出されるであらうと思はれる法案を骨子として検討いたしましたのであります。事務的にながめだいたいの奥野君あたりにもたび／＼意見を聴取いたしました。どうしても文部省案そのまゝでは提出は困難であらう、またいわゆる妥協は困難であるといふので、われ／＼はこの見通しのもとに、政務調査会におきまして、いわゆるこの妥協案とでも申しますか、中間案とでも申しますか、お手元に出しましたものが、これならば地方財政委員会の關係の方たちも、あるいは大蔵省といひましても、協力を願えるだらうという最低線を出して來たわけ

であります。こういう意味において各党の諸君の御協力を願ふことはもう人後に落ちない。特にこの文部省關係の諸法案は、いろいろ／＼たくさん出されたのであります。ことごとく共産党を除きます各派共同提案の形式をとつておつたのであります。今度もぜひそういう立場で進めたいと思つておつたのであります。この法案が自由党自体で非常にとまらぬが、出で参りました線が義務教育費国庫負担といふのはなしに、幼稚園から高等学校の教育までも含めるといふような、非常に、何といふか、完璧を期した法案が論議されておるときに、非常にも足りない感じがもちこたさるだらうと思ふ、遠慮に遠慮をしておるようなこの法案をもつて各党の間を調整するといふことは、時間的にもきわめて困難であるといふことを認めたものであります。まづ最初検討いたしましたのは、いわゆる教育担当の所管でありまします文部省から提出されるであらうと思はれる法案を骨子として検討いたしましたのであります。事務的にながめだいたいの奥野君あたりにもたび／＼意見を聴取いたしました。どうしても文部省案そのまゝでは提出は困難であらう、またいわゆる妥協は困難であるといふので、われ／＼はこの見通しのもとに、政務調査会におきまして、いわゆるこの妥協案とでも申しますか、中間案とでも申しますか、お手元に出しましたものが、これならば地方財政委員会の關係の方たちも、あるいは大蔵省といひましても、協力を願えるだらうという最低線を出して來たわけ

であります。この法案が自由党自体で非常にとまらぬが、出で参りました線が義務教育費国庫負担といふのはなしに、幼稚園から高等学校の教育までも含めるといふような、非常に、何といふか、完璧を期した法案が論議されておるときに、非常にも足りない感じがもちこたさるだらうと思ふ、遠慮に遠慮をしておるようなこの法案をもつて各党の間を調整するといふことは、時間的にもきわめて困難であるといふことを認めたものであります。まづ最初検討いたしましたのは、いわゆる教育担当の所管でありまします文部省から提出されるであらうと思はれる法案を骨子として検討いたしましたのであります。事務的にながめだいたいの奥野君あたりにもたび／＼意見を聴取いたしました。どうしても文部省案そのまゝでは提出は困難であらう、またいわゆる妥協は困難であるといふので、われ／＼はこの見通しのもとに、政務調査会におきまして、いわゆるこの妥協案とでも申しますか、中間案とでも申しますか、お手元に出しましたものが、これならば地方財政委員会の關係の方たちも、あるいは大蔵省といひましても、協力を願えるだらうという最低線を出して來たわけ

であります。この法案が自由党自体で非常にとまらぬが、出で参りました線が義務教育費国庫負担といふのはなしに、幼稚園から高等学校の教育までも含めるといふような、非常に、何といふか、完璧を期した法案が論議されておるときに、非常にも足りない感じがもちこたさるだらうと思ふ、遠慮に遠慮をしておるようなこの法案をもつて各党の間を調整するといふことは、時間的にもきわめて困難であるといふことを認めたものであります。まづ最初検討いたしましたのは、いわゆる教育担当の所管でありまします文部省から提出されるであらうと思はれる法案を骨子として検討いたしましたのであります。事務的にながめだいたいの奥野君あたりにもたび／＼意見を聴取いたしました。どうしても文部省案そのまゝでは提出は困難であらう、またいわゆる妥協は困難であるといふので、われ／＼はこの見通しのもとに、政務調査会におきまして、いわゆるこの妥協案とでも申しますか、中間案とでも申しますか、お手元に出しましたものが、これならば地方財政委員会の關係の方たちも、あるいは大蔵省といひましても、協力を願えるだらうという最低線を出して來たわけ

れば、欣然これに同調をして行く意思であります。述べられておるのであります。この地財委、大蔵省あるいは文部省、この三者が、まず井出さんの先ほどの表現から申し上げますならば、しるべき表現から申し上げる抗争が、続けられておるようにも言われると思うのであります。これは、単なるセクシヨナリズムにあらずして、自己の職責に熱心なる余り、そういうような行動に現われて来るのであります。おそれる閣議でも、円満な妥結は私は至難であると思っております。ここで国会の意思を表明せられて、国会の意思は行政府が行うのは当然のことであるので、そういう意味において、この法案が提出されました。皆様方の御協力を得ることになつておるのであります。

なおわが自由党といたしましては、これは単なる文部関係の者の法案ではございません、自由党が命をかけての法案でございます。いろいろな点から、御検討はあつたと思つておりますけれども、わが党といたしましては、自由党の文部関係の者の法案では断じてないものであります。政調において作成をいたしましたところの法案でございますので、自由党の内部におきましては、一応内輪ではいろいろ意見は述べられましようとも、表面に對しましては、全面的な支持を受けておる法案であることを御報告をいたしておきたいと思つております。

○井出委員 それでは、これ以上私は言をいけません。ただいま御両者から、その御決意のほどを伺つたわけでございますが、これはある意味において、議員立法の危機とでも申しますか、

今後とも議員立法というものに関連をして起るいろいろ問題を包蔵しておるモデル・ケースと申してもよからうと思つております。おそろくまた教育立法としまして、今国会における最大のものではあらう、こうも思つておられます。委員長並びに若林委員は、おそろく政治的生命をこれにかけていらつしやる、ただいまの御答弁から私はさうに拝察をしております。きつめて重大でございます。どうかひとつその決意を持たれまして、これはあに自由党の面目などというもののじゃない、非常に重大であります。そのような意味で目的貫徹に渾身の努力を払われるように希望をいたしまして、私の発言を打ち切ります。

○小林進委員 質問に入る前に、議事進行をお許し願いたいと思つております。

○竹尾委員 時間の関係がございまして、井出君一人にお許しいたしましたのでございまして、特に御熱心なお尋ねのようでございますから、小林進君一人だけにお許しいたします。

○小林進委員 これは重大な問題でありますので、実は質疑に入る前に、ぜひお許しを願いたいという私のお願いをいれたので、まことに感謝にたえないのであります。実はたゞいまの財政委員会の一公務員である奥野君の説明を承つたのであります。私が、私は奥野君の説明は、地方財政委員会の委員長代理として、委員会の総意を私はお話になるものと思つて聴いたしておつたのであります。ところが、そのお話の中に、しばしば、ただいま若林さんのお話によれば云々というお言葉とともに、私は云々、私としては、あるいは私の意見としては、

あるいは私はとかいうように、非常に私が多いのであります。若林さんのお言葉は、これは言葉としてやつてございまして、その若林さんの言葉の中には、個人若林をさすものではなく、この提案者であります。提案者を代表したての公人としての若林氏をさしていられるものと、私は了承いたしましたのでありますけれども、奥野氏の言われる私という言葉、これはどのように解釈いたしましたか、地方財政委員会を代表したての私ということには判断できないのであります。これはあくまでも奥野氏個人をさしての私と解釈しておるのであります。これが日本語としての正當なる解釈でございます。それならば、私もこの席上で、一奥野個人の意見を聞いていなければならぬというよう権利も義務もないのであります。実にさういふ点からいへば、私はこの連合委員会を侮辱するものはだしいと思つて、特に奥野氏は、私が申し上げるまでもなく、地方財政委員会における義務教育費国庫負担法の反対の最も急先鋒とされて、いわば地方の民衆の反対運動の激発のために、公務員としては相当行き過ぎた行為をしばしば繰返されておるといふような風評を、われわれは耳にいたします。そういうことから、この前には、私は名前を具体的に申し上げませんでしたけれども、岡野国務大臣に文部委員会においでを願つて、一公務員が、いわば自分の職場について、その立場からかくあるかといふ意見を述べることはよいけれども、公務員が政治的行動に移つて、地方住民を煽動教唆するがとき行為があるとするれば、これは破壊活動防止法案第四

あるいは私とかいうように、非常に私が多いのであります。若林さんのお言葉は、これは言葉としてやつてございまして、その若林さんの言葉の中には、個人若林をさすものではなく、この提案者であります。提案者を代表したての公人としての若林氏をさしていられるものと、私は了承いたしましたのでありますけれども、奥野氏の言われる私という言葉、これはどのように解釈いたしましたか、地方財政委員会を代表したての私ということには判断できないのであります。これはあくまでも奥野氏個人をさしての私と解釈しておるのであります。これが日本語としての正當なる解釈でございます。それならば、私もこの席上で、一奥野個人の意見を聞いていなければならぬというよう権利も義務もないのであります。実にさういふ点からいへば、私はこの連合委員会を侮辱するものはだしいと思つて、特に奥野氏は、私が申し上げるまでもなく、地方財政委員会における義務教育費国庫負担法の反対の最も急先鋒とされて、いわば地方の民衆の反対運動の激発のために、公務員としては相当行き過ぎた行為をしばしば繰返されておるといふような風評を、われわれは耳にいたします。そういうことから、この前には、私は名前を具体的に申し上げませんでしたけれども、岡野国務大臣に文部委員会においでを願つて、一公務員が、いわば自分の職場について、その立場からかくあるかといふ意見を述べることはよいけれども、公務員が政治的行動に移つて、地方住民を煽動教唆するがとき行為があるとするれば、これは破壊活動防止法案第四

条第一号に該当しなくちやならぬ重大問題ではないかといふことを、あえて私は御忠告申し上げておく。そういうような何かすれ／＼の行き過ぎた行為がある。われ／＼国会といたしましては、まさにこれつき第一号である。そういう人が、この前岡野さんのときも、岡野国務大臣のうしろにいて、あるいはついたり、ひつぱつたり、意見を申し述べたりしておられたが、これは政府委員として、大臣を補佐する当然の行為であらうと思つておつたのであります。ところが、きょうのごときは、実に私という言葉を使われまして氏個人の意見がと／＼一時間有るに及んだ。これはとてもわれ／＼の耐え得るところではないのであります。で、しかもその発言の中には、しばしばいふゆる公務員を逸脱した政治的発言が多分にあつたといふことを、私は認めざるを得ないのであります。この席でどうして一体個人の意見を述べられたのか、この点を委員長から明確に、私は本人におたし願いたいと思つております。さうして、願わくは、こういう汚れた個人意見は困るのであります。どうもむだな時間を費しました。が、野村委員長なり、真に財政委員会を代表する代表者をもつて、私はあらためてこの意見書の説明をお聞きいたしたい、こういうことを委員長から特別よろしくおとりはからい願いたいと思つております。

○立花委員 私は奥野君の説明を要求した何がありますので、ちよつと発言したいと思つております。私、奥野君に説明を要求いたしました場合に申し上げました言葉は、私も地方行政委員会といたしましては、地方財政委員会から、たゞ／＼書面で意見書を受取つておる。しかも、これは法律的に確固たる根拠のある書類でございまして、当然私どもは審議しなければいけない。それを受取つておるにつぎましては、本日は責任者は来ておりませんが、地方財政委員会の者が参つておりますので、それについての意見をお伺いしたい、こういうことを提案したのであります。従つて、代表者の意見という意味で申したのであります。書類を受取つておる地方財政委員会の者の意見を受けたい、こう申しましたので、これは私という言葉が入りまして、あるいはその他の個人的言葉が入りまして、これはあくまでも地方財政委員会が正當に提出いたしました意見についての、地方財政委員会の政府委員としての御意見だと思つて、この点で問題はないと思つております。

○奥野説明員 議会の応答が不なれたために、いろいろ誤解を起しております。地方財政委員会の意見は、お手元に書面で差上げてありますので、それと食ひ違つたことは、少しも申し上げない。つたつもりでありますけれども、その意見が地方財政委員会の意見である、御了承願つておきたいと思つております。なお、小林さんから、非常に行き過ぎた行動があるやに聞いておるといふうなお話がございましたが、国会における権威ある論議でございまして、風評だけをおつしやいませんで、具体的に一々指示していただくようにお願いしたいと思つております。

○竹尾委員 もうこの辺でいいでしょう。

○小林(連)委員 もう一問。地方財政委員会のだいたいの説明が、この委員会に配付された書類を、いわば代理として私どもに説明されたのならば、私という言葉は一言も出て来るはずはないのであります。しかも、このままを私どもに御説明されたのではないのであります。私という言葉で表現せられて、この書類以外に非常に多くの言葉がつけ加えられておるのであります。これがうそであるならば、速記もあることであるから、はたしてこの配付せられた書類の通りであつたかどうか。あとで速記録でよく比較対照して見ていただきたいと思います。それをもつて、なおかつ私という言葉で多分の言葉をつけ加えておいて、私見一つもなし、これが地方財政委員会のままたの言葉であるというときは、私どもをつんばさじきに置くものである。私はまことに言語道断の言分であると思ひます。財政委員会の奥野氏の行き過ぎか、行き過ぎでないかというところは、私はあらためて証拠をもつてあります。それは挑戦されるまでもありません。大いにやりたいと思つております。けれども、この説明がどうしても個人の意見でない、財政委員会の委員長そのままたの説明であるということは、私は承服できない。もしそうであるならば、速記録をいま一度つき合せて私は研究いたしたいと思ひます。

○竹尾委員 それでは多少時間がございまして、通告順に従ひまして質疑を許します。河原伊三郎君。

○河原委員 まずこの法案の経緯、または輪郭、大要について、お伺ひしたいと思ひます。この法案につきま

しては、関係の方面は文部、大蔵、地財委とあるわけですが、地財委の方は強硬なる反対をいたしておる。文部省の方面におきましては、必ずしも反対のようではありませんが、また賛成のようでもないようでございます。文部省の態度はいかがでありますか、明確に承りたいと思ひます。

○田中政府委員 文部省といたしましては、すでに標準義務教育費の問題以來、特に国庫負担については、非常な関心と熱意と努力を持つて研究をいたして参りました。私どもで用意をいたしました当初の案からいいたしますと、先ほども御説明がございましたように、相当の開きがございますけれども、しかし、自由党において関係方面の意見を聞き、そして大体この線という案を得て私どもにも御相談がございました。当初の案からいいたしますれば、非常に不満な点も、むしろないでございませぬけれども、事情を考えます場合に、この案について了承をいたし、なおその実現を望んでおるような現状でございます。

○河原委員 文部当局におかれましては、当初の案と非常な隔たりのある案であつて、当初の案に比較すれば、はなはだ不満であるが現在においては賛成である。そこで文部省の初めの案というものは、大きな間違ひであつた、この案がほんとうに妥当なものである。実情とかいふいい点からすれば、これがよいのであつて、前の文部省の案は大きな過誤があつた、こういうことをさとられての結果であるか。もししくは文部省に確信がないので、とにかくふらふらしたものであるから、まあまあというので賛成なのか、その

点をはつきりしていただきたいと思ひます。

○田中政府委員 ただ確信がなく、ふらふらしているという意味ではございません。当初の案についても、私どもは非常な熱意を持つて、その実現を期待はいたしておりますけれども、これはしかし将来にその望みを嘱すべきで、当面現実の問題としてはやむを得ないと考へておる次第でございます。

○河原委員 今回の御答弁で、百段の上り段を一段上るといふことも、目的の地へ達する一つというくらいな軽い意味で、反対ではない、やや賛成というふうにして了解してよろしいですか。

○田中政府委員 百段の階段の一段と、まことに軽い意味での賛成かというお話でございますが、私どもは現状からいいたしますれば、相当な理想への前進でございます。まことに意義のある現在の地方教育にとりまして、まことに価値のある案だと考へまして、賛意を表しておる次第でございます。

○河原委員 本案の提案理由の説明によりますと、地方財政の安定の上にも、非常に効果のあるようにうたわれておるのでありますが、具体的にどれほど地方財政にプラスになるか、この点を承りたいと思ひます。

○若林委員 この例が御納得行きます例になるかどうか、御参考に申してみますと、昨年ベース・アップに伴います義務教育関係の費用は、ベース・アップだけで二百億を増加する算定になつたわけですが、これがもし一般平衡交付金制度の中に生かされております半額程度を国庫が負担するという精神がそのままた数字の上で生きて来るとす

れば、義務教育費関係だけで、半額といたしますと百億を平衡交付金で増加するわけでありまして、これが他の一般行政費のベース・アップをも含めまして、わずか五十億の増額であつたといふことは、すでに各市町村長、地方長官などが、その当時の地方平衡交付金制度の増額を要望した中にもはつきりいたしておりました。もしも、これを平衡交付金の中からこの法案の基準に従ひましてわく外に出しておつたとするならば、百億が当然切り離され、他の行政費の面においても増額をされて来ると思ふのであります。漠然とした、理想的にいへば、まことにいい制度である平衡交付金制度でありますけれども、融通のきく一般行政と、伸縮をあまり許しません義務教育関係の教育費とが、同じようなわく内に入れられておりますために、他の行政費の面においても非常に圧迫が強くなつて来ておる、こういうように私たちが考へるのであります。筋道の立つた教育費で明確にいたしておきますと、これに伴つて他の行政費面におきましても、非常に有利に平衡交付金などの増額が主張できるのではないかと、こういうふうに思ふのであります。なおこの法案によりますと、学校建築などの起債その他も容易にできるのであります。またこの法案をもとにいたしまして、地方財政の半ば以上を占めておりますものを確立することによりまして、地方財政の強化をはかつて行くのに、非常にはかりやすいのじやないか。この法案だけで完全を期して行くというわけには行きませんが、この法案を一步踏み出すことによりまして、他の地方政の強化をはかられる方が種々講財

ぜられる機になるのではないかと、気が持たしておるのであります。

○河原委員 ベース・アップの問題を、一つの例としてあげられたのであります。が、私の質問の要旨は、そういうた個々の場合でなく、本年度といたしまして、全般的にどれだけのプラスになるかといふことを尋ねておる次第であります。

○若林委員 これは提案理由の御説明にも申し上げておきましたように、本年度におきましては、教材費の面におきましては、ここに数字に現れておりますだけの地方財政の負担が軽減になると思ふのであります。すでに予算が通過した今日でございますので、今年度の分については、地財委、大蔵省、その他で算定基準を設けられました分を基礎といたしておりますから、ただ結核療養の教職員につきまします分についての増額はありますけれども、他に對しましては、現在の地方税制あるいは財政を根幹としたところでございます。さほどの変化はないと思つております。

○河原委員 プラスにはなるが、さほどの変化はない、大したプラスにはならない、かように了解してよいと思ひますが、一面国庫の負担は、これによつていかような増になりますか、その額を示していただきたいと思ひます。

○若林委員 先ほど申しましたように、二十七年の分については、さほど変化はないわけでありまして、二十八年度におきましては、総額におきまして六十億ばかりの国庫が負担増加になるわけでありまして、

○河原委員 地方財政の方にも若干の

プラスがある、そして国の方は六十億の負担増になる。そうすれば、実際に教育費の方にまわるものは、六十億から地方財政にプラスの分を引いたものだけが教育費のプラスになる、こういう勘定になるわけであります。そこでこの提案理由の御説明によりまして、いろいろなよいことがうたわれております上に、百億のPTAの寄付金がいらない。そうしますと、その勘定が合わないわけですが、その勘定はどういうふうに出されたのでありますか、その点をお伺いいたします。

○若林委員 教材費九十六億、大体百億の半額を国庫が持つことになっております。これが五十億、だから地方におきましては、PTAその他で負担をいたしておりました分が五十億軽減されるのであります。それから療養その他の分については、十億増すことになるだろうと思いますが、差引きまして来年度から四十億地方は軽減される。それがPTAから出るか、あるいは県、市から出ますか、この間は教育的に出ておりますから、この数字をもつて御了得を願いたいと思います。

○河原委員 私は数字によつてお尋ねしているわけでありまして、PTAの寄付金は、地方財政のプラスでもマイナスでもありません。地方財政というものは、地方自治団体から支出するものをさすのであります。その面において、国が六十億の負担をして、その分から地方財政のプラスになる。そういたしますれば、少くともその六十億は減るわけでありまして、その減つたものが、一面においてPTAの百億をカバーする、その差金はどこから出て来るかということをお尋ねしているわけでありまして、

○若林委員 私の説明が下手なのか、御了得が願えないようでありまして、いわゆるPTAで持たないとするならば、これは地方財政で当然持たなければならぬ。場所々々によりまして、PTAが全部持つところもありまして、しよし、地方財政で持ちになつておるところもありまして、ですから、私どもは全体的にながめて申し上げておるわけでありまして、国から出します分だけは、当然地方の負担が軽減されているものだ、こういう解釈をいたしております。

○河原委員 それではこの提案理由の御説明は、PTAの寄付金というものも、地方公共団体の財政面から出ておりますもの、みそとくそを一緒にして御勘定になつておるものと考へてよろしうございませうか。

○内閣説明員 ただいまの若林さんの御説明に、ちよつと補足させていただきます。従来のPTAの寄付金が百億でございます。正に申しますと百億あつたわけでありまして、そのうち洗つてみますと、四十七億が教材費関係であつたわけでありまして、そこでこの法案のねらいとしては四十六億を新たに解消するといふ考へ方で、給費費の百分の十が約五十億ございまして、これを新しく国庫が出すことになりまして、PTAの寄付金が解消される、こういう意味でございます。今御質問者のお考えは、何か平衡交付金からこれだけ引抜くのだというふうにも受取れたのですが、そうではございせん、市町村関係の分は、新しくそこに五十億を国庫が捻出するわけで、いわゆる

財政にそれだけプラスになる、こういうことになつておるわけでありまして、

○河原委員 私の質問は、平衡交付金とは関係がないわけでありまして、地方財政の面の負担——足りないものは、平衡交付金の方でもらう町村もありまして、またもらわない市町村もあると思いますが、とにかく平衡交付金というものの限つての話ではないのであります。個人のふところから任意に寄付されるもの、そして地方自治団体の当然の負担、すなわち予算を通しての負担というものと混同されてものかどうかということをお尋ねたわけでありまして、

その方はそのくらいにいたしておきまして、一面におきまして、今まで聞いておりましたのは、平衡交付金をひもつきにしてほしい、どうも平衡交付金で、教育費がどれだけ占めているかわからないままに送られると、そこで地方自治団体の当局では、教育費を食ひ込んでほかの方にまわすから困る。それで明確に平衡交付金に、教育費はこれだけということを示してほしい、こういう要望をよく聞いたのであります。ただいまの御提案理由によりまして、これはつきりすることによつて地方財政がプラスになる、こういうふうな御説明でありますので、従来の平衡交付金で行つておつた場合に、義務教育費が食われておつたといふのは、これは一片の風評であつて、そういうふうなことはなかつた、かように認めてよろしうございませうか、その点承りたいと思います。

○内閣説明員 私どもは、今日の地方財政の窮乏は、これは国、地方を通ずる財政事情全般にもよることではある

と思いますが、一つの大きな原因は、やはり平衡交付金制度に基くものではなからうかと考へるのであります。平衡交付金は当初千五百億でございまして、それが現在千二百五十億、わずかに二百億の増加にすぎないのですが、かりに義務教育費国庫負担制度が存続しておるとしますならば、二十五年度に平衡交付金に組み入れた額が、半額で二百五十億あつたわけでありまして、それが現在では、少くとも九百億ですから、半額で四百五十億、平衡交付金の二百億の増額は、義務教育費の半額国庫負担の増額にひとしい、かように考へられるのであります。そういう意味から、この法案が通過しますならば、地方財政は非常に安定して来るのでなかろうか。地方財政のうちで一番大きな経費は、何といつても義務教育費でございますから、この義務教育費を根本的に解決することによつて、地方財政が非常に身軽になる、そういう意味で安定に資するということを申し上げたわけでありまして、

○河原委員 義務教育費を、はつきりと国庫が半額負担する、こういうふうになりまして、地方自治団体と教育関係との間柄の密接さというものが、今までよりは冷たくなるというふうなおそれはないと、かようにお考えですか、もしくは、あまりはつきりすることにより、お前さんらかつてにやりにさいというように水くさくなるというお考えですか、その点伺いたいと思ふ。

○田中政府委員 お話の点につきましては、いろいろ心配をされる向きもあるのですが、大体主として、地方における行政の運営によることが

大なるものと考えますけれども、なお制度といたしまして、これを実施いたしました場合に、教育委員会、地方自治当局との間におきます関係が、御心配のないように円滑に運びますような措置を考へるべきだと思つております。

○竹尾委員 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとめておきまして、次回は二十六日午前十時より開きたいと思ひます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四分散会

昭和二十七年五月三十日印刷

昭和二十七年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所